

## ベトナム株ファンド

# 「新興国」入りへ動き出した証券市場改革

2019年7月16日

### お伝えしたいポイント

- ・ ベトナム経済や企業業績は堅調だが、外部要因に左右され株式市場の上値は重い
- ・ 「新興国」株価指数入りに向け動き出した証券市場改革
- ・ 改革機運の高まり、堅調な経済や企業業績が株高要因に

平素は当ファンドをご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

2018年1月19日から2018年6月29日まで新規の買付けのお申し込みの受付を一時停止させていただいておりましたが、受付を再開しておりますので引き続きよろしく申し上げます。

## ベトナム経済や企業業績は堅調だが、株式市場の上値は重い

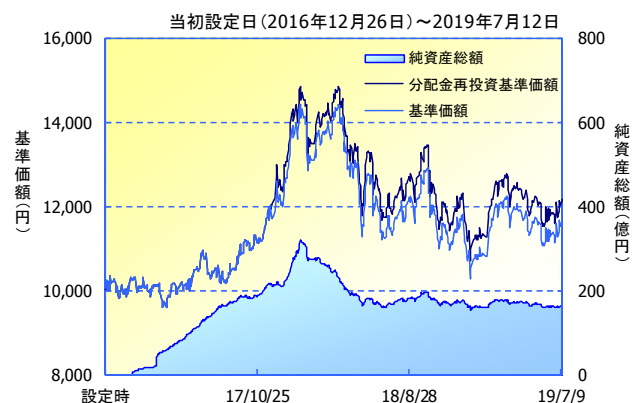
### 2019年3月以降は、外部要因に左右され上値は重い

ベトナム株式市場は、2019年年初から2月にかけて米利上げ観測の後退により堅調に推移しました。その後は、米中对立の激化や米為替報告書においてベトナムが監視リスト入りするなど、米越関係悪化への懸念が上値を抑えた一方、堅調なベトナム経済や企業業績が下支えとなり、一進一退の展開が続いています。

### 実質GDPは高水準を維持

2019年4-6月期の実質GDP（国内総生産）成長率は前年同期比+6.71%と堅調でした。1-3月期の同+6.79%より減速したものの、消費と輸出に支えられ、引き続き高い成長を維持しています。また、企業業績も堅調で、VN指数ベースで2019年は前年比二桁の利益成長を見込んでいます。

### 基準価額の推移



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
 ※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。  
 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 「新興国」株価指数入りに向け動き出した証券市場改革

### ■ 証券取引法改正の草案を公表。「新興国」株価指数入りに向け動き出した証券市場改革

ベトナムは、主な株価指数算出会社の「フロンティア」株価指数に組み入れられています。「新興国」株価指数への格上げが期待されていますが、英文開示の不足や為替規制に加え、外国人持ち株比率規制（FOL：Foreign Ownership Limit）の存在が格上げの障壁になっているとされています。

2019年3月、政府は2020年までの証券市場改革計画を承認し、2025年までの「新興国」株価指数入りを主要な目標と位置づけました。政府の最近公表した証券取引法改正の草案には、NVDR（議決権無し預託証券）導入に向けた改革案も盛り込まれており、証券市場改革に向けて動き出しました。

### ■ NVDRの導入を検討

実際にNVDRが導入されるには法改正や制度の整備などに相応の時間を要すると考えられます。しかし、右表のように、同制度では議決権が外国人投資家に渡らないため、国内の抵抗は小さく、実現可能性は高いとみています。

現在、外国人持ち株比率規制の上限に達した株を外国人投資家が購入するには、他の外国人投資家に市場外でプレミアムを払う必要があります。NVDRが導入されれば、そのようなコストや煩わしさは減り、優良銘柄への投資機会が増大することが期待されます。

### ■ ベトナム当局が導入を検討するNVDRとは

|         | NVDR (Non Voting Depository Receipts、議決権無し預託証券)                                     |
|---------|---|
| 議決権     | 無し  |
| 配当などの権利 | 通常の株と同じ   |
| 目的      | 外国人持ち株比率規制を維持しつつ、外国人投資家への市場開放を進めるため。  |
| 導入事例    | タイ<br>タイでは証券取引所が「NVDR社」を設立。NVDR社が企業の株主となる一方で、保有株式分のNVDR（議決権無し預託証券）を発行。NVDR売買の仲介も行う。 |

（出所）各種資料より大和投資信託作成

## 改革機運の高まり、堅調な経済や企業業績が株高要因に

これまでやや停滞感のあった証券市場改革の議論が進み出したことをポジティブに捉えています。実際の導入には相応の時間を要すると考えていますが、当局がNVDRなどの導入を決定すれば、「新興国」への格上げ期待から株式市場もこれを大きく好感するとみています。

ベトナム株式市場は、しばらく米中通商協議の行方や米中景気動向の影響を受けやすい環境が続くと考えていますが、ベトナム経済や企業業績が下支えとなり堅調に推移すると考えています。また、米越関係については、これまで両国が良好な関係を築いていることや、ベトナム政府が中国製品の迂回（うかい）輸出の取り締まりを強化していることから、米国がベトナムに制裁を課す可能性は低いとみています。

個別銘柄では、引き続き新規上場や政府保有株の放出によって国際的な株価指数に新たに採用される可能性があるような大型銘柄に注目しています。セクターでは、資産健全化が進み、堅調なベトナム経済の恩恵を受ける銀行株に注目しています。また、人口動態や都市化の進展により中長期的な成長の見込める消費関連セクターにも注目しています。

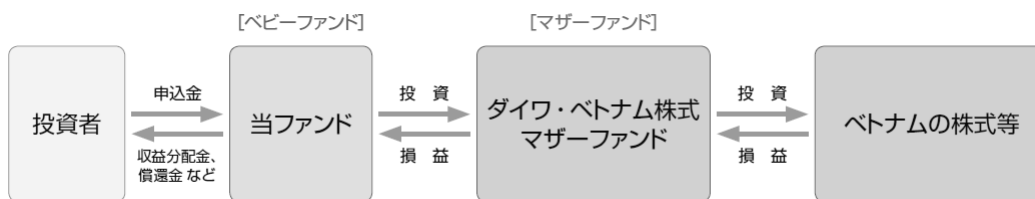
## Ⅰ ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

- ベトナムの株式等に投資し、信託財産の成長をめざします。

### ファンドの特色

- ベトナムの株式等に投資します。  
※株式…DR（預託証券）を含みます。  
◆株式への投資にあたっては、経済情勢や業界動向等の分析を行なうとともに、個別企業の財務状況、成長性、株価バリュエーション、流動性等を総合的に勘案してポートフォリオを構築します。  
◆ベトナムの株価指数に連動するETF（上場投資信託証券）およびベトナムの株価指数の値動きに償還価格が連動する債券（株価連動債）に投資を行なう場合があります。
- ベトナムの株式等の運用は、ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドが行ないます。  
◆マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。  
◆ベトナム株式への投資にあたっては、サイゴン証券株式会社の助言を受けます。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。



※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

## Ⅰ 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「株価の変動（価格変動リスク、信用リスク）」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「その他（解約申込みに伴うリスク等）」

※新興国には先進国とは異なる新興国市場のリスクなどがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」をご覧ください。

## Ⅰ ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |  |   |
|---------------------|--|---|
|                     | 料率等                                      | 費用の内容   |
| 購入時手数料              | 販売会社が別に定める率<br>〈上限〉 <b>3.24%(税抜3.0%)</b> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                    |
| 信託財産留保額             | ありません。                                   | —   |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |  |   |
|                     | 料率等                                      | 費用の内容   |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | <b>年率 1.7604%</b><br><b>(税抜 1.63%)</b>   | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。                              |
| その他の費用・<br>手数料      | (注)                                      | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用:

**大和投資信託**

Daiwa Asset Management

商号等

大和証券投資信託委託株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

### 当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## ベトナム株ファンド 取扱い販売会社

| 販売会社名 (業態別、50音順)<br>(金融商品取引業者名) |          | 登録番号            | 加入協会    |                         |                         |                            |
|---------------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                 |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 十六TT証券株式会社                      | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第188号 | ○       |                         |                         |                            |
| 大和証券株式会社                        | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 高木証券株式会社                        | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第20号  | ○       |                         |                         |                            |
| 東海東京証券株式会社                      | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号 | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| 内藤証券株式会社                        | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号  | ○       |                         |                         | ○                          |
| 南都まほろば証券株式会社                    | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第25号  | ○       |                         |                         |                            |
| ひろぎん証券株式会社                      | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第20号  | ○       |                         |                         |                            |
| ほくほくTT証券株式会社                    | 金融商品取引業者 | 北陸財務局長(金商)第24号  | ○       |                         |                         |                            |

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。